

ネウボラセンター整備業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

ネウボラセンターにおいて、妊娠期から若者期（30代）までを対象とした事業を実施するにあたり必要となる解体、内装工事の設計及び施工、屋内遊戯場を整備することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

ネウボラセンター整備業務委託

(2) 業務内容

別紙「ネウボラセンター整備業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務履行期間

建物8階 契約締結の日から2025年（令和7年）8月29日（金）まで

建物7階 契約締結の日から2026年（令和8年）3月31日（火）まで

3 委託料

上限は155,700千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号又は第2号又は第3号の規定に該当しない者であること。

6 参加申込みの手続等

(1) 担当課

福山市保健福祉局ネウボラ推進部ネウボラ推進課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号(本庁舎7階)

電話 084-928-1053(直通)

電子メールアドレス neuvola-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) プロポーザル実施スケジュール

内容	期 日	問合せ先
① 公告	2025年(令和7年)3月21日(金)	ネウボラ推進課
② 実施要領等の配付期間	2025年(令和7年)3月21日(金)から 4月7日(月)午後5時15分まで	ネウボラ推進課
③ 質問書受付期間	2025年(令和7年)3月21日(金)から 同月28日(金)午後5時15分まで	ネウボラ推進課
④ 質問書に対する回答期限	2025年(令和7年)4月2日(水)	ネウボラ推進課
⑤ プロポーザル参加申込書の提出期間	2025年(令和7年)3月21日(金)から 4月7日(月)午後5時15分まで	ネウボラ推進課
⑥ 参加資格審査結果通知	2025年(令和7年)4月8日(火)	こども企画課
⑦ 企画提案書及び提案見積書の提出期間	2025年(令和7年)4月8日(火)から 4月18日(金)午後5時15分まで	こども企画課
⑧ プレゼンテーションの実施	2025年(令和7年)4月23日(水)	こども企画課
⑨ 選定結果の通知	2025年(令和7年)4月25日(金)	こども企画課

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2025年(令和7年)3月21日(金)から4月7日(月)午後5時15分まで(土・日を除く。)

イ 配付場所

(1)に同じ

※上記の配付期間中は、福山市ホームページ

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/neuvola/>)

から実施要領等をダウンロードできます。

7 質問の提出及び回答

(1) 受付期間

2025年(令和7年)3月21日(金)から3月28日(金)午後5時15分まで

(2) 質問の提出方法

電子メールにより、実施要領等に関する質問書（様式1）を送信して行うもののみとする。
メール送信後、電話によりネウボラ推進課に受信確認すること。

(3) メール の 件名

「ネウボラセンター整備業務委託プロポーザル質問」

(4) メールアドレス

福山市保健福祉局ネウボラ推進部ネウボラ推進課
電子メールアドレス neuvola-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位を害するおそれのあるものを除き、福山市ホームページ上で公開する。

8 参加申込書の提出等

(1) 提出期間

2025年（令和7年）3月21日（金）から4月7日（月）午後5時15分まで

(2) 提出場所

6（1）に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、提出期間のうち土・日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送の場合は、4月7日（月）午後5時15分必着

(4) 提出書類及び部数

次のアからケの書類を作成し、各1部を提出すること。

(カ〜クについては、提出日から3か月前の日以降に発行されたもの)

ア ネウボラセンター整備業務委託プロポーザル参加申込書（様式2）

イ 事業者の概要書（様式3）

ウ 業務実績調書（様式4）

エ 委任状（様式5）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）

オ 誓約書（様式6）

カ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納の税額がないこと用））

キ 商業登記簿謄本（写しでも可）

ク 印鑑証明書（原本）

ケ 使用印鑑届（様式7）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

(5) 提案公募成立要件

本提案公募への参加資格を認定した応募事業者が1者以上である場合、本提案公募は成立するものとする。

(6) 参加申込書類の提出に関する留意事項

- ア 提出期間内に参加申込書類の提出がなかった場合は、本プロポーザルには参加できない。
- イ 提出後における参加申込書類の差し替えは認めない。
- ウ 提出された参加申込書類は、一切返還しない。
- エ 参加申込書類は、選定作業において複製する場合がある。応募事業者は複製について同意したものとみなす。

9 プロポーザル参加資格の確認（企画提案提出者の選定）

8で提出された参加申込書及び添付書類に基づき、応募事業者のプロポーザルへの参加資格要件について、こども企画課において審査し、参加資格の可否を応募事業者全てに通知する。

10 プロポーザルの実施

プロポーザルは、ネウボラセンター整備業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。参加を認められた参加申込事業者（以下「事業者」という。）は、次の書類を作成し提出すること。

(1) 企画提案書（正本1部、副本10部）

次の項目について、仕様書に沿って作成すること。

様式は、A4判縦型、文字の大きさは10ポイント以上とすること。

次の項目を含んだ企画提案書を作成することとし、その他優れた点があれば、適宜加えること。

※提案者が特定できる表記やマーク等は記入しないこと。

ア ネウボラセンター整備に係る企画提案

(ア) 整備後のレイアウト図面

(イ) 整備後のイメージ図（パース図）

(ア) で提案したそれぞれの案のイメージ図（パース図）を作成すること。

(ウ) 整備後のサイン・壁面・床面のイメージ図

(エ) 屋内遊戯場のイメージ図

(オ) 多目的室（若者の居場所）のイメージ図

(カ) 相談・手続き場所（若者に関する相談・手続き等への対応）のイメージ図

(キ) 各事務スペースのイメージ図

※本整備事業では什器類（椅子、机、ソファ、受付カウンター、キャビネット）は経費対象外であるが、空間をイメージするためパース図に表示すること。

イ 業務実施体制

ウ 業務工程表

※市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

(2) 提案見積書（正本1部、副本10部）

ア 提案見積書は、(1) ア(ア)で提案するレイアウトごとに提出すること。

※電源・LAN・消防設備工事が必要な場合は、工事費用も含めること。

イ 宛名は、「福山市長」とすること。

ウ 提案見積書（様式8）に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とする。

エ 業務内容等の積算内訳が分かるように記載すること。

(3) 提出期間

2025年（令和7年）4月8日（火）から4月18日（金）午後5時15分まで

(4) 提出場所

福山市保健福祉局ネウボラ推進部こども企画課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎7階）

(5) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、提出期間のうち土・日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送の場合は、4月18日（金）午後5時15分必着

(6) 現地確認

ア 企画提案書の提出にあたり、現地確認を希望する参加者は、2025年（令和7年）3月25日（火）までに担当課に申し出ること。

イ 現地確認の日時は、2025年（令和7年）3月25日（火）から2025年（令和7年）3月28日（金）の間で、市が指定する日時とする。

ウ 現地確認に参加できる人数は、1参加者あたり3人までとする。

エ 現地確認の際、質疑は受け付けない。質疑がある場合は、「7 質問の提出及び回答」に基づき行うこと。

(7) 企画提案書の評価項目と配点

別表（審査項目、審査の視点及び配点）（以下「別表」という。）のとおり

1.1 プロポーザル審査の内容及び審査基準

(1) 審査内容

ア 企画提案書の審査

イ プレゼンテーションによる審査

(2) 審査基準

プロポーザルの審査は、別表に基づき、選定委員会で審査する。

1 2 プレゼンテーションの実施

(1) 開催日時

2025年（令和7年）4月23日（水）

開始時間、場所等の詳細については、後日通知する。

(2) 内容、方法等

ア プレゼンテーションへの事業者の出席人数は、企画提案書の内容を熟知している者で、届出のあった業務担当責任者を含む3人以内とする。

イ 事業者は、プレゼンテーションへの出席者を、プレゼンテーション出席者報告書（様式9）によりあらかじめ届け出ること。

※参加資格の確認結果通知が届き次第、速やかに電子メールで届け出ること。

ウ プレゼンテーションは30分以内、選定委員からの質疑は15分以内を想定している。

エ プレゼンテーションの順番は、提出書類の受付順とする。

オ プレゼンテーション参加者は、他の事業者の企画提案を傍聴することはできない。

カ プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容に限定する。追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

1 3 審査結果の通知

審査結果については、各事業者へ送付する。審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めないものとする。

また、この審査は、各委員が別表をもとに採点し、合計点数を比較する形式であるため、点数以外の評価結果に関する問合せには回答できない。

1 4 契約の締結について

最優先候補者に選定された事業者と契約内容についての協議を行い、合意した場合、契約を締結する。

最優先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評点を得た事業者（以下順次）と契約についての協議を行う。

また、仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が10（2）で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

1 5 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 業者がプロポーザル参加要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (4) 3の委託料を超えた見積書を提出した場合
- (5) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (6) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (7) その他本市の指示に違反する場合

1 6 留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成、提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書、企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について評価し、評価点が全体の

60%以上であれば、受注候補者として選定する。

(18) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとす
る。